

西村あさひ法律事務所

 Bangladesh: 会社法等の最新投資法制の基礎(第1回)
現地拠点の設立・設置(1)

アジアニューズレター

2022年2月25日号

執筆者:

E-mail✉ [湯川 雄介](#)E-mail✉ [伴 真範](#)E-mail✉ [今泉 勇](#)

1. はじめに

Bangladeshでは、事業環境の改善のため、2020年に2度にわたり、Companies Acts, 1994(以下「会社法」)の改正が行われ、会社印(Corporate Seal)の廃止、1人株主会社の導入、株式譲渡手続の明確化等が実現しています。日系企業の進出も継続的に増えており、2021年6月の時点で324社¹に至り、直近10年で約3倍増とも言われています。また、日系総合商社が Bangladesh経済特区庁とともに開発を進める「 Bangladesh経済特区」につき2022年度中の稼働が予定される²など、 Bangladeshは投資先として注目すべき国と考えられます。

本連載では、以下の観点から、外国企業が Bangladeshに投資するに当たって把握すべき基礎的な法制度を解説致します。なお、 Bangladeshの多くの法律が英国のコモンローに基づくものであり、会社法も隣国のインドやミャンマー等に類似する部分を多く有しています。

- (i) 現地拠点の設立・設置
- (ii) 会社定款
- (iii) 株式及び資本金
- (iv) 株主及び株主総会
- (v) 取締役及び取締役会
- (vi) 監査人及び会社秘書役
- (vii) 会社法に基づく届出事項
- (viii) 外資規制

2. 現地拠点の設立・設置

Bangladeshにおいて拠点を設ける場合、会社、支店、又は駐在員事務所の形態をとることが可能です。工場等の設置を想定する製造業、その他の事業を実施する場合、一般論として、会社を設立することが望ましい選択肢と考えられています。他方、支店は、特定のサービス業など当局から許可された事業活動しか認められておらず、駐在員事務所は、販促活動等に限り収益活動を行うことができません。

(1) 会社

Bangladeshに会社を設立する場合、会社法及び Bangladesh Investment Development Authority Act, 2016(以下「BIDA法」)によって規律されます。

¹ https://www.jetro.go.jp/world/asia/bd/basic_01.html

² <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/cd072b90aa735644.html>

a. 会社の種類

会社法上、引受株式の限度で株主の責任が限定される会社として、主に、非公開会社(Private Limited Company)、1人株主会社(OPC: One-Person Company)、及び公開会社(Public Limited Company)の3種類があります。なお、OPCは、2020年の会社法改正(第二次改正)の施行により新しく認められました。

後述の通り、公開会社については最低7人の株主が必要とされ、他方、OPCの株主は自然人に限られるため、外国企業がバングラデシュに子会社を保有する場合には、非公開会社を利用するのが一般的です。

(a) 非公開会社

非公開会社は、会社法上、次の通りとされています。

- (i) 基本定款(Memorandum of Association)に署名した2名以上の者によって設立され、引き受けた株式の限度で責任を負担する。
- (ii) 附属定款(Articles of Association)は次の事項が定められなければならない。
 - I. 何らかの方法で、株式の譲渡が制限される。当該方法には、先買権、譲渡禁止期間の設定等が含まれる。
 - II. 株主が50名以下(但し、従業員を除く。)
 - III. 株式又は社債の公募が禁止される。
- (iii) 商号の末尾に「LTD」との用語が付されなければならない。

(b) 1人株主会社

2020年の会社法改正(第二次改正)により、OPCが新しく認められました。OPCは、基本的に非公開会社と同じですが、主に以下の点で異なります。

- (i) OPCは、自然人に限り設立することができる。当該自然人(株主)は、当該自然人が死亡し又は会社を営む能力を喪失した場合に、当該自然人の後任となる者(以下「指名株主」)につき、その書面による同意を得た上で、基本定款において指名しなければならない。
- (ii) OPCの登録時において、指名株主の書面による同意が、基本定款、附属定款及び登録簿に記録される。
- (iii) 指名株主は、所定の方法でその同意を撤回することができる。指名株主が株主に先立ち死亡し又はその他の理由で能力を喪失した場合、指名株主に代わり、第三者を選任することができる。
- (iv) 指名株主に変更がある場合、所定の方法で所定の期間内に商業登記所(RJSC: Registrar of Joint Stock Companies and Firms)に通知されなければならない。
- (v) 商号の末尾に「OPC」との用語が付されなければならない。

OPCの払込済株式資本は、250万タカから5,000万タカの範囲に限られ、また、その年間売上高は、1,000万タカから5億タカの範囲に限られます。なお、払込資本金額又は年間売上高が上記範囲を超えた場合、一定の条件の下、OPCは、非公開会社又は公開会社に組織変更することができます。

(c) 公開会社

公開会社には最低7名の株主がいなければならないものの、非公開企業とは異なり、株主数の上限はありません。そのため、株主数が50人を超えることが想定される場合、公開会社を設立する必要があり、この場合、最低7人の株主と3人の取締役を置かなければなりません。また、公開会社の商号の末尾に、「PLC」との用語を付すことが必要とされます。

なお、本連載では、個別に明示する場合を除き、「会社」とは、非公開会社を意味するものとします。

b. 商号


会社の商号の選定に当たっては、以下の制限を考慮しなければなりません。

- (i) 既存の会社と同一の商号又は誤信を惹起し得る類似の商号を使用することはできない。
- (ii) 国際連合(UN)若しくは世界保健機関(WHO)又はその子会社等の名称又はその略称を含む商号を使用することはできない。但し、国際連合については事務総長(Secretary General)、また、世界保健機関については事務局長(Director General)の承諾がある場合は、この限りではない。
- (iii) 「Group」、「Group of Companies」、及び「Industries」の用語を含む商号が使用することができない。
- (iv) 商号の末尾において、非公開会社については「LTD」、公開会社については「PLC」、OPC については「OPC」との用語がそれぞれ付されなければならない。

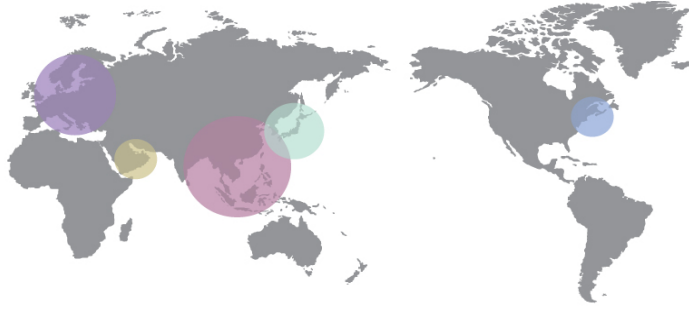
(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰日郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.1